

# ポリ塩化ビフェニル廃棄物等に係る収集運搬業の許可方針

三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課

平成27年 2月 4日

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「法」という。）第14条の4第1項及び第14条の5第1項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請における、法施行令第2条の4第5号に規定する廃ポリ塩化ビフェニル（以下、「PCB」という。）等、PCB汚染物及びPCB処理物（以下、「PCB廃棄物等」という。）の収集運搬業についての許可方針を下記のとおり規定する。

ただし、本許可方針で示す事項は、陸上運搬で積替え保管を除く収集運搬業許可申請の場合に限るものとし、危険物船舶運送及び貯蔵規則が適用される船舶輸送の場合には適用しないものとする。

なお、本許可方針では、「低濃度PCB廃棄物」とは「無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物」（平成18年7月26日環境省告示第98号）第2項第1号から第3号までに掲げる、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の12の14の環境大臣が定める産業廃棄物のことをいい、「高濃度PCB廃棄物」とはそれ以外のPCB廃棄物等のことをいう。

## 記

本許可方針は特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請にあたって必要な事項とは別に、PCB廃棄物等の収集運搬業に際して特に必要となる事項について規定するものである。

## 第1章 高濃度PCB廃棄物収集運搬業の許可

第1章に規定する高濃度PCB廃棄物収集運搬業の許可を受けたものは、高濃度PCB廃棄物及び低濃度PCB廃棄物の収集又は運搬を業として行うことができるものとする。

### 許可方針

#### 1 運搬施設に係る基準（法施行規則第10条の13第1号イ、ニ及びホ）

「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部平成23年8月改訂）（以下、「ガイドライン」という。）を遵守できる運搬施設を有すること。

特に以下の点に留意すること。

(1) 次の①又は②に掲げる構造の「運搬容器」を有すること。

①次に掲げる構造であって、ステンレススチール製の「漏れ防止型金属容器」若しくは「移動タンク貯蔵所」を有すること。

ア 密閉できることその他のPCBの漏洩を防止するために必要な措置（容器に所要の空間容量を有し、性状に応じた吸収剤が使用されていること等）が講じられていること

イ 収納しやすいこと

ウ 損傷しにくいこと

なお、運搬するPCB廃棄物等が、容器（「運搬容器」以外の容器であって、PCB廃棄物等を密封できるもの。）入りであって、かつ、処分業者が別に指定する大きさを超える場合には、「運搬容器」としてステンレススチール製の「漏れ防止型金属トレイ」を有すること。ただし、再使用しない「漏れ防止型金属トレイ」にあつては鉄製であっても差し支えないものとする。

②ガイドライン第3章に適合している容器であること。

《添付書類》

- ・車両・容器の写真
- ・容器の構造図及び性能検査済証（検査成績書）

(2) 次の①から③に適合する応急設備・連絡設備等が備え付けられた運搬施設を有すること。

①「応急措置設備等」については、保護衣、吸収剤等のPCB廃棄物等の飛散、流出又は地下浸透を防止する際に用いる器具、消火器等の他、応急措置の内容を記載した書類等が常備されていること。

②「連絡設備等」については、運搬車両にその運行状況等の情報を発信する車両運行状況発信装置を搭載して収集又は運搬の状況を随時確認できるGPSによる運行状況管理システムを備えること。また、事故等の緊急時に関係者に速やかに通報できるものとし、緊急時連絡先を記載した書類等が常備されていること。

※運行状況とは車両位置や運搬・運転手の状況等の随時発信、緊急通報等を指す。

《添付書類》

- ・応急措置設備・器具等のリスト及び写真
- ・緊急時対応マニュアル
- ・緊急連絡網
- ・連絡設備（GPS）の機能等の概要を記載した書面及び写真

2 申請者の能力に係る基準（法施行規則第10条の13第2号）

PCB廃棄物等の収集又は運搬の業務に直接従事する者が、法施行規則第10条の13第2号ロに掲げる事項について十分な知識及び技能を有すること。

特に以下の点に留意すること。

- (1) PCB廃棄物等の収集又は運搬の業務に直接従事する者が、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「PCB廃棄物の収集運搬作業従事者講習会」を修了した者であること。

《添付書類》

- ・「PCB廃棄物の収集運搬作業従事者講習会」の修了証（写）

3 運搬計画等

原則、高速道路・国道を利用し、国道までは幅員の広い道路を優先して利用する運搬計画であること。また、沿道状況等を考慮し、緊急時のリスクが相対的に低いと認められる最短ルートが優先して選定されていること。

《添付書類》

- ・運搬経路を示した書面

※中間貯蔵・環境安全事業株式会社豊田PCB処理事業所への搬入計画がない場合、添付書類は必要ないこととする。

4 中間貯蔵・環境安全事業株式会社豊田PCB処理事業所における搬入に関する添付書類

《添付書類》

- ・豊田市のPCB廃棄物等に係る収集運搬業許可証（写）
- ・豊田市との環境保全協定書（写）
- ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社豊田PCB処理事業所の入門許可証（写）
- ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社豊田PCB処理事業所の入門許可車両証（写）

※中間貯蔵・環境安全事業株式会社豊田PCB処理事業所への搬入計画がない場合、添付書類は必要ないこととする。

## 第2章 低濃度PCB廃棄物収集運搬業の許可（限定許可）

第2章に規定する低濃度PCB廃棄物収集運搬業の許可を受けたものは、低濃度PCB廃棄物に限り収集又は運搬ができるものとする。

### 許可方針

#### 1 運搬施設に係る基準（法施行規則第10条の13第1号イ、ニ及びホ）

「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」（平成25年6月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）を遵守できる運搬施設を有すること。

特に以下の点に留意すること。

##### (1) 次に掲げる構造の容器を有すること。

鋼製ドラム缶等の漏れを防止でき、内容物が漏出しない容器（※1）を有すること。  
なお、運搬時の内容物の浸透や流出を防止するため、容器を100mm以上の高さのあるオイルパン又はシート等による防護措置を施して運搬することとする。

※1 危険物の規制に関する規則第43条第1項第2号ただし書きに基づく「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」第68条の3の3第2項で規定する第4類の危険物のうち第3石油類又は第4石油類を収納する変圧器、リアクトル、コンデンサーその他これらに類する電気機械器具（同号イからホまでに定める基準に適合する金属製又は陶磁器製のものに限る。）については、漏れを防止でき、内容物が漏出しない容器として扱っても差し支えないものとする。ただし、内容物が漏出しているもの又は漏出するおそれがあるものについてはこの限りではない。

《添付書類》

・車両・容器の写真

##### (2) 次の①及び②に適合する応急設備・連絡設備等が備え付けられた運搬施設を有すること。

①「応急措置設備等」としては、長靴や耐油性手袋、保護メガネ等の保護具や吸収剤等のPCB廃棄物の飛散、流出又は地下浸透を防止する際に用いる器具、消火器等の他、応急措置の内容を記載した書類等が常備されていること。

②「連絡設備等」としては、収集又は運搬の状況を随時確認できる携帯電話等の連絡設備を常備すること。また、事故等の緊急時に関係者に速やかに通報できるものとし、緊急時連絡先を記載した書類等が常備されていること。

《添付書類》

- ・ 応急措置設備・器具等のリスト及び写真
- ・ 緊急時対応マニュアル
- ・ 緊急連絡網
- ・ 連絡設備の概要を記載した書面及び写真

2 申請者の能力に係る基準（法施行規則第10条の13第2号）  
第1章の許可方針2に同様。